



関ヶ原町 産後ケア（居宅訪問）事業のご案内



出産後のお母さんが安心して子育てできるように、助産師が自宅に訪問し、授乳指導・乳房ケア・育児相談を実施します。

利用できる方

下記の①②のいずれかに該当し、

面談等で町が利用決定をした、産後1年未満のお母さんとそのお子さん

- ① 身体機能の回復について不安がある方
- ② 育児に不安があり、家族などからの十分な支援が受けられない方

産後ケアの内容

- ・ お母さんの身体的ケア、保健指導、栄養指導
- ・ 授乳の指導及び乳房ケア
- ・ 育児手技の指導や相談
- ・ 心理的ケア
- ・ 生活の相談や支援 など

利用時間・負担金

*1回900円（ただし、生活保護受給者・住民税非課税世帯は免除）

*1回2時間程度（相談の状況により変更あり）

*利用回数は、4日以内

*負担金は、利用当日に現金にてお支払いください

利用の流れ

1. 利用申請

利用には事前の申請が必要です。申請は出産後から可能です。

利用希望の方は、お問合せください。

2. 審査・利用決定

面談等を行い、産後ケアの利用が可能となった方へ、「関ヶ原町産後ケア事業承認決定通知書」をお送りします。

3. 産後ケア事業の利用

担当助産師より日程調整の電話が入ります。その後、自宅でケアを受けていただきます。

注意事項

※日程変更やキャンセルされる場合は、利用前日 16時までに担当助産師へ連絡してください。

※お母さんや赤ちゃんの体調の悪い場合や感染症の疑いがある場合は利用できません。



申込・問い合わせ先
関ヶ原町健康増進センター（やすらぎ）
TEL 0584-43-3201